

公告第18-02号
平成30年4月1日

オオゼキ健康保険組合
理事長 石原坂多聞



第3期 特定健康診査等実施計画について(公告)

本年2月22日に開催された第19回組合会において、当健康保険組合の「第3期特定健康診査等実施計画」が決定しましたので、下記の通りお知らせします。

記

1. はじめに

本計画は、「高齢者の医療の確保に関する法律」第19条により、平成30年4月1日からは、6年毎に6年を一期として特定健康診査等実施計画を定めることになりました。今回は平成30年度から平成35年度までの第3期実施計画です。

第3期計画は、次の考え方に基づいて作成しています。

- ①国が示す「第3期特定健診・特定保健指導目標」における「保険者種別目標」の「単一健保の実施目標」を達成することを意識すると共に、当健保組合の過去の実績も考慮した「対象者割合」と「実施率」を設定する。(注1)
- ②実施率については、「後期高齢者支援金に関する加算・減算制度」(第120条)における加算対象に該当しないことを目標にして設定する。(注2)

2. オオゼキ健康保険組合の目標

(1) 特定健康診査の目標実施率

(単位 : %)

	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
被保険者	95.0	95.5	95.8	96.1	96.6	97.0
被扶養者	53.5	54.4	55.5	57.0	60.0	62.0
合計実施率	87.3	87.3	87.6	87.6	88.3	89.1

(2) 特定保健指導の目標実施率（被保険者＋被扶養者）

① 保健指導対象者割合

（単位：％）

	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
指導対象者割合	16.9	15.9	15.1	13.8	12.4	11.8

② 保健指導実施目標

（単位：％、人）

	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
指導実施率<目標>	12.2	17.2	20.8	26.0	27.7	30.9
指導参加者数(推計)	11	16	20	25	26	30

3. オオゼキ健康保険組合における特定健康診査等の実施方法

(1) 全般に関する事項

- ① 特定健診・特定保健指導の実施に関しては、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」（平成19年12月28日厚生労働省令第157号）及び関連法令・通達に従う。
- ② 第3期実施計画における実施方法に関しては、従前の方法を踏襲するが、特定保健指導の対象者に対する受診勧奨に際しては、事業主との連携のもと、本人の自覚と健康意識の向上を促す施策を講じ、実施する。
- ③ 特定健診・特定保健指導を実施するに際して、当健康保険組合は、事務処理負担の軽減と専門的な知識・経験を活用するため、株式会社バリューHRをはじめとする代行機関と契約して、業務を実施する。

(2) 特定健康診査等の実施におけるポイント

① 実施場所

- イ) 特定健康診査は、原則として、契約医療機関において「人間ドック」に包含して実施する。
- ロ) 特定保健指導については、保健指導が実施できる機関に委託して実施する。

② 実施項目

「標準的な健診・保健指導プログラム」に記載されている項目とする。

③ 受診方法

- イ) 特定健康診査の受診対象者が、自分で契約医療機関に予約を行なった後、契約医療機関で受診する。健保組合の契約医療機関の受診を原則とする。
- ロ) 受診における費用負担は、別途定める「健康診査等補助金支給規程」による。
- ハ) 特定保健指導については、特定健康診査結果に基づき、保健指導委託機関から該当者に直接連絡のうえ、保健指導を実施する。

④周知・案内

特定健康診査等の実施については、健保ホームページ及び健康保険ガイドブックに掲載するほか、実施の詳細を対象者本人宛に案内する。
 なお、特定健康診査等の業務委託先については、本人宛の案内に記載する。

⑤健診データ等の受領

健診のデータは、契約医療機関から代行機関を通じて当健康保険組合が受領し、保管する。
 特定保健指導については、外部委託機関から当健康保険組合が受領し、保管する。
 なおデータの保存期間は、5年とする。

⑥個人情報の保護

- イ) 当健康保険組合が定める「個人情報保護管理規程」を遵守する。
- ロ) 当健康保険組合および業務を委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。
- ハ) 業務の一部又は全部を外部委託する場合は、データ利用の範囲及び利用者、情報漏洩等による損害賠償等に関する事項を契約書に明記することとする。

以 上

※：(注1) 国が示す目標

項 目	全国目標 (第3期)	保 険 者 種 別 目 標 (第3期)		
		単一健保	総合健保	協会けんぽ
特定健診の実施率	70% 以上	90% 以上	85% 以上	65% 以上
特定保健指導の実施率	45% 以上	55% 以上	30% 以上	35% 以上

(注2) 第3期特定健診・特定保健指導に係る「後期高齢者支援金の加算率」

	実 施 率	第1段階	第2段階	第3段階
		(30年度)	(31年度)	(32年度)
特 定 健 診	① 45% 未満	1.0 %	2.0 %	5.0 %
	② 45～57.5%未満	—	0.5 %	1.0 %
特 定 保 健 指 導	① 0.1% 未満	1.0 %	2.0 %	5.0 %
	② 0.1～ 2.75%未満	0.25%	0.5 %	1.0 %
	③ 2.75～5.5%未満	—	0.25%	1.0 %
	④ 5.5 ~10% 未満	—	—	0.5 %